

## 都市計画道路 東部幹線(桜木工区)支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 事業の概要 本市の都市計画道路全 74 路線の整備率は 7 割を越え、市街地形成が進む中で交通量増加等、従来方式では対応不可能なこれまでに無い厳しい条件下で、高度技術による現場対応が必要となっている。  
このことから、効果・効率的な整備のため、今まで取組したことがない事業手法(ECI)の導入検討や工事施工中交通規制検討に伴う交通処理検討等の取組により、20 年以上の事業停滞を解消し本線の早期完成を実現化させるための支援業務である。
- (2) 業務名 都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託
- (3) 業務内容 都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 17 日まで
- (5) 提案上限金額 ￥16,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であり、かつ、登録業種が土木設計であること。

(6) 過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に、国又は地方公共団体が発注した業務において、都市計画道路に関する調査、計画及び設計等に関するCM業務や類似のマネジメント業務の実績があること。

(7) 次のいずれかの資格を有する技術者（プレゼンテーション説明者）の配置が可能であり、配置予定の技術者は全て、本業務完了まで責任を持って確実に従事できる者とする事。

①技術士（総合技術監理部門 建設—都市及び地方計画、道路の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行った者

②技術士（建設部門 都市及び地方計画、道路の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行った者

③RCM（専門技術部門 道路、都市計画及び地方計画の選択科目に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けた者

④国土交通省認定技術管理者（技術士部門と同様の部門に限る。）

### 3 実施スケジュール

公告開始（市ウェブサイト等に掲載）	令和6年5月10日（金）
質問受付締切	令和6年5月24日（金）午後5時15分まで
質問回答	令和6年5月31日（金）まで
現地説明申込締切（希望者）	令和6年6月7日（金）午後5時15分まで
参加申込書等受付締切	令和6年6月14日（金）午後5時15分まで
参加資格通知	令和6年6月28日（金）まで
事業提案書提出期限	令和6年7月12日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション等・選考	令和6年7月中旬を予定
選考結果通知・優先交渉権者の決定	令和6年7月下旬を予定
見積徴取及び契約締結	令和6年7月下旬を予定

### 4 本要領及び仕様書、所定様式の交付

#### ア 公開期間

公告の日から令和6年6月14日（金）まで

#### イ 公開場所

郡山市ウェブサイト（<https://www.city.koriyama.lg.jp>）内のページ（ホーム>入札・契約ポータルサイト>入札情報>その他の業務）からダウンロードすること。

なお、郵送による配布は行わないものとする。

## 5 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限：本要領公告後 から 令和6年5月24日(金)午後5時15分まで(必着)

※提出期限以降に提出された質問については、回答対象としない。

(2) 提出書類：質問回答書(様式1)

(3) 提出方法：電子メールのみとする。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

(4) 回答方法：令和6年5月31日(金)までに質問者に対して電子メールで回答する。

なお、質問要旨と回答内容は、郡山市ウェブサイトにも掲載する。

(質問者非公開)

## 6 参加申込書等の作成及び提出

(1) 受付期間

公告の日から令和6年6月14日(金)午後5時15分まで(必着)(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 参加申込書等の提出書類

次の提出書類の電子媒体(CD-R又はDVD-R)正副各1部、紙媒体(市販のA4縦長としファイルで可)正1部、副2部を提出のこと。

ア 参加申込書(様式2)

イ 企業概要等

- ・企業概要(パンフレット可)
- ・有資格技術職員内訳表
- ・配置予定技術者経歴書(参加要件資格の写しを添付)
- ・関連業務実績表(業務実績を確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付)

ウ 印鑑証明書

エ 履歴事項全部証明書(最新の登録事項を確認できるもの)

オ 納税証明書

国税 「様式その3の3(法人)」又は「様式その3の2(個人)」

市税 直近1年分の市町村民税又は住民税(個人)

カ 委任状(様式3)

※支店又は営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(3) 提出期限：令和6年6月14日(金)午後5時15分まで(必着)

(4) 提出方法：郵送又は持参にて郡山市建設部道路建設課環状道路係に提出

## 7 事業提案書等の提出書類

参加資格の決定がなされた事業者は、本プロポーザルの事業提案書を本市へ提出すること。

(1) 事業提案時の提出書類

事業者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルにとじたものを提出すること。

ア 事業提案書提出届

仕様書等を踏まえ、評価項目に応じた事業提案書を作成すること。

イ 業務実施体制

発注者の計画とおりに業務実行が可能な体制（業務責任者の配置、配置人数、実務経験年数、有資格者等）やスケジュールの構築について記載すること。

なお、プレゼンテーション者は、業務体制の技術者とする。

ウ 業務実績

過去5年間の期間に類似する業務の主な実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

エ 見積書

本業務を実施するために必要な全体経費（消費税及び地方消費税を含む。）及び各作業内容の費用を記載すること。

(2) 提出期限：令和6年7月12日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法：郵送又は持参にて郡山市建設部道路建設課に提出

(4) 提案数：1者1提案とする。

(5) 提出部数：事業提案書の提出部数は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副各1部、紙媒体（市販のA4縦長とじファイルで可）正1部、副14部を提出のこと。

## 8 現地説明

公告の日から令和6年6月7日（金）まで申し込みがあった希望者について、申込日から令和6年6月14日（金）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の期間内で、希望者に対し現地説明を行うものとする。

現地説明の申込みについては、電子メールにて受け付けるものとし、申込順に発注者が指定する日時にて現地説明を行うものとする。

なお、日時については電子メールにて回答するものとし、現地説明は午前午後各1者とする。

## 9 審査方法

### (1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和6年6月28日（金）までに書面により通知する。

### (2) プレゼンテーション、ヒアリング

実施日：令和6年7月中旬を予定

提出された企画提案書等についてヒアリング等を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。結果については、書面により通知する。

## 10 選定基準

### (1) 審査基準及び審査方法

別紙「都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準」に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

### (2) 事業提案評価

ア 審査内容：プレゼンテーション方式

イ 日時及び場所：令和6年7月中旬を予定。日時及び場所の詳細については、別途通知する。

ウ 提案時間：説明20分以内、質疑10分以内とする。

エ 参加人数：6名程度

### (3) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、提出した事業提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、内容は事業提案書の内容に沿ったものとする。

ウ 説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは事業提案者が持参のこと。（スクリーンは本市にて用意する。）

※パソコンを使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 当日、追加資料を配布することは不可とする。

### (4) 結果通知

審査結果は、令和6年7月下旬（予定）に電子メールにより通知するほか、本市ホームページにも掲載する。

なお、契約候補者及び次順位者名以外は事業者名非公開とする。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 12 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「11 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- (4) 契約書は郡山市が作成するものとする。
- (5) 支払いについては、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

### 13 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市建設部道路建設課環状道路係

電話 番号：024-924-2291

F A X 番号：024-931-5243

E-mail：[dourokensetsu@city.koriyama.lg.jp](mailto:dourokensetsu@city.koriyama.lg.jp)

### 14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作物の著作権は提案参加書に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 参加資格を得たのちに辞退する場合は、事業提案書提出期限までに辞退届を持参すること。
- (7) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

### 附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 10 日から施行し、目的を達成したとき、その効力を失う。